

養子縁組による相続対策 ～特別養子縁組と普通養子縁組～ その1

今月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説します。養子縁組の制度の本来の目的、存在理由は、未成年養子縁組といって親のいない未成年者のための教育、監護、福祉を養親が行うための制度にあるとされています。また、成人について養子が認められていますが、養子が成人の場合は人為的な家族関係の創設、そして副次的に財産の承継、家庭内経済協力等にあるとされています。

相続税対策として行われる養子縁組は、普通養子縁組で、その対策効果の即効性と手続の簡便性から見れば最も優れた対策といえます。養子縁組を行うことで、相続税の基礎控除額が増加し、超過累進税率が緩和されることから相続税が軽減されます。しかし、安易な養子縁組が相続争いの原因となったりすることも考えられるので、注意をしたいと思います。

そこで、今回は「特別養子縁組」と「普通養子縁組」についての相違点などについて解説します。

1. 特別養子縁組

特別養子縁組は、委託された子が15歳未満で、原則として実親が同意している場合になされます。養親との親子関係を新たに結び、かつ実親との親子関係を解消することが、子にとって有益である、と家庭裁判所が認めた場合に成立します。実親及び血族との関係を法律的に絶ち、養父母との間に実親子と同様の関係を成立させることになり、戸籍の続柄記載も「長男・長女」等となります。

2. 普通養子縁組

普通養子縁組の場合は、養父母と子との間に法律的な親子関係は成立するものの、実親との関係は消滅せず、民法上の扶養、相続関係は継続することになります。戸籍の続柄記載も「養子・養女」となります。

【普通養子・特別養子制度の比較】

	特別養子縁組	普通養子縁組
養子縁組の効果	実の親との親子関係を終了させ（民法817の2、817の9）、養親と親子関係が生じる（民法809）	実親との親子関係を存続したまま、新たに法律上の親子関係が生じる（民法809）
養親の年齢	満25歳以上の夫婦（一方が25歳未満の場合は、その者が20歳以上）で共に養親（民法917の4）	20歳以上であること（民法792）
養子の制限	原則15歳未満であること（民法817の5）	尊属又は年長者でないこと（民法793）
養子縁組の同意	実の両親の同意があること（意思表示ができない場合や、虐待など、養子となる人の利益を著しく害する事由がある場合は、同意は不要）（民法817の6）	養親と養子の合意が必要で、養子が15歳未満の場合には、養子の法定代理人（親権者等）が、養子に代わって養子縁組の合意をする。養親又は養子となる人が結婚している場合は、配偶者の同意が必要（民法796）
家庭裁判所の許可	特別養子縁組を成立させることがらさわしいと家庭裁判所によって認められること（民法817の7）	未成年者を養子にする場合は、家庭裁判所の許可が必要（養子が自分や配偶者の直系卑属の場合は許可不要）（民法798）
養子の氏	養親の氏を称する（民法810）	養親の氏を称する（婚姻によって氏を改めた者は婚姻による氏で可）（民法810ただし書き）
養子縁組の効力	家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定する	市役所への届出によって効力が生じる
親権	養親が親権を行使する	養親が親権を行使する
戸籍の記載	「養子」ではなく「長男」「長女」等と記載され、身分事項欄に「〇年〇月〇日民法第817条の2による裁判確定」と記載される（戸籍法18③、68の2）	養子又は養女と記載される（戸籍法施行規則33①、附録6号）
養子縁組の離縁	養親による虐待など養子の利益を著しく害する事由があり、実父母が相当の監護をすることができる場合に限り、養親からの請求不可（民法817の10）	当事者間の協議により可能（民法811①）で、養子、養親のいずれでも訴えの提起可能